

○育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用等に関する取扱要領の制定について

(平成20年10月14日島警甲第1382号各所属長あて本部長例規通達)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が一部改正され、常勤職員のまま育児のための短時間勤務をすることが可能になるとともに、その代替措置として、育児短時間勤務期間を任期の限度とした短時間勤務職員を採用できることとなった。

これに伴い、職員の育児短時間勤務期間中の業務の円滑な執行体制を確保し、仕事と育児の両立を支援するため、別添のとおり「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用等に関する取扱要領」を制定したので、職員に周知徹底されたい。

別添

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用等に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により任期を定めて採用する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の選考及び採用に関する取扱いについて定めるものとする。

2 採用の要件等

(1) 任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を行う職員の業務を処理するため必要があると認める場合において、当該育児短時間勤務に係る請求期間が9月を超えるときに採用することができる。

(2) 採用しない場合の措置

任期付短時間勤務職員の配置が必要と認められない場合、育児短時間勤務に係る請求期間が9月以下である場合等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定による臨時的任用を行うことができる。この場合において、当該臨時的任用をされた職員の勤務時間は職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間（31時間）以下とし、その任用手続は臨時的職員取扱要領の制定について（昭和38年3月15日島警第62号本部長例規通達）における任用手続に準ずるものとする。

3 選考対象者

(1) 任期付短時間勤務職員は、育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する職員（警察官を除く。以下「育休任期付職員」という。）の選考及び採用のために実施する育休代替職員登録試験の合格者のうち、任期付短時間勤務職員としての登録を併願した者の中から選考する。

(2) (1)の試験は、原則として育休代替職員登録試験を実施する必要がある場合にのみ実施する。

4 選考手続

(1) 所属長は、職員が育児短時間勤務をすることが見込まれ、かつ、任期付短時間勤務職員を採用して配置する必要があると認めるときは、当該職員が育児短時間勤務を開始する1月前までに、任期付短時間勤務職員配置依頼書（様式第1号）を警務部警務

課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。

- (2) 任期付短時間勤務職員は、配置の依頼があった都度、個別に選考するものとし、その選考は、3の(1)に規定する併願者から次の書類を提出させて行うものとする。

ア 履歴書

イ 健康診断書（様式第2号）

ウ 任用しようとする職に必要な資格、免許等の写し

- (3) 本部長は、(2)により提出された書類に基づいて選考を実施し、その結果を選考対象者及び所属長に通知するものとする。

5 採用等

- (1) 採用する者の職は、主事又は技師（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）において適用する級別職務分類基準表の最も下位の級の職）とする。

- (2) 採用の時期は、育児短時間勤務の開始日以降とする。

- (3) 任期は、育児短時間勤務を承認された期間を限度として定めるものとし、任期付短時間勤務職員となる者に対して文書で明示するとともに、あらかじめ任期を定めて採用されることについて、文書により同意を得るものとする。

なお、職員の育児短時間勤務請求期間の延長などにより、任期付短時間勤務職員の任期を更新する必要がある場合も同様とし、更新の請求は、所属長が任期付短時間勤務職員任期延長請求書（様式3号）を警務部警務課長を経由し本部長へ提出して行うものとする。

6 勤務条件等

- (1) 給与については、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の規定を適用する。

- (2) 扶養手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当、退職手当等は、支給しない。また、通勤手当は、通勤回数に応じて減額することができるものとする。

- (3) 勤務時間、休暇については、職員の勤務時間に関する条例、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）等の規定を適用する。ただし、勤務時間については、職員の勤務時間に関する条例第2条第4項の規定により、1週間当たり31時間までの範囲内で本部長が定めるものとする。

また、休暇（年次有給休暇等）については、決定される勤務時間に応じて日数等を決定するものとする。

- (4) 人事管理諸制度等（分限・懲戒、服務、災害補償等）における取扱いは、他の職員と同様とする。ただし、共済組合及び互助会には加入できず、1週間当たりの勤務時間等により加入基準を満たす場合にのみ、社会保険に加入することができるものとする。

様式 〔略〕